

## 知的障害者旅客運賃割引規程

知的障害者旅客運賃割引規程を次のように定めて平成3年12月1日から実施する。

(適用範囲)

**第1条** この規程は、知的障害者が、単独又は介護者とともに、社線を乗車する場合に適用する。

(知的障害者)

**第2条** この規程において「知的障害者」とは療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発事第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

2. 前項の知的障害者を次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。

(1) 「第1種知的障害者」とは、次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。

イ 知的指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの。

(注) 日常生活において常時介護を要する程度のものとは、次のいずれかに該当するものであることとされている。

・日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助を必要とする者。

・失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行為を有し、常時注意と指導を必要とする者。

ロ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知的指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を必要とする者。

(注) 知的指数が50以下とされている肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有するものの身体障害の程度は、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当するものとされている。

(2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。

3. 「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、第9条に定める乗車券の購入の際及び乗車中の呈示に限り、本条第1項に定める療育手帳に代わるものとするができる。

(介護者)

**第3条** 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2. 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められるものであって、その所持する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で、知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

**第4条** 知的障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合で、療育手帳を呈示したときに発売する。

(2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12歳未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合で、療育手帳を呈示したときに発売する。この場合、知的障害者と介護者双方に対して同時に発売するものを原則とするが、第1種知的障害者には希望により知的障害者のみに発売することもできる。

(3) 回数乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で

乗車する場合で、療育手帳を呈示したときに発売する。

2. 介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、既に乗車券を所持する知的障害者が、介護者用の乗車券を購入する場合は、療育手帳の呈示により、その介護者に対して普通乗車券を発売することができる。

3. 知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

4. 前各項のほか知的障害者が乳児又は幼児であるときは、知的障害者が割引乗車券を購入しなくても、その介護者に対しては旅客運賃割引の取扱をする。

(介護者用定期乗車券の特例)

**第4条の2** 第4条第1項第2号により定期乗車券を発売する場合、介護者の定期乗車券の名義を「〇〇様(身体障害者名)の介護者殿」とすることができる。ただし、この場合の介護者の定期乗車券は大人通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

**第5条** 取扱区間は、社線の各駅相互間とする。

(割引率)

**第6条** 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(介護者の同行)

**第7条** 療育手帳の呈示によって購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とが、同行して乗車する場合に限って有効とする。

(身体障害者手帳の呈示で購求した乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車の変更)

**第8条** 療育手帳の呈示によって購入した乗車券の旅客運賃の払い戻し並びに乗り越し・方向変更及び経路変更は、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合でなければ取扱をしない。

(療育手帳の携行)

**第9条** 知的障害者は乗車券の購入の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(割引乗車券発行報告書)

**第10条** 削 除

(その他の取扱)

**第11条** 前各条の規定以外の取扱は、旅客輸送に関する一般の規程による。

## 附 則

平成3年11月22日(精神薄弱者旅客運賃割引規定の制定)

平成9年9月5日(割引乗車券発行報告書の廃止) 平成17年11月1日(介護人名義変更)

2022年4月25日(マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認)

## 参 考

第2条第3項に定める、マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化の一例

